

平成22年度 第3回

# 大阪府国土利用計画審議会 会議録

日時：平成23年1月13日（木）

午前10時30分～午前11時10分

場所：大阪府中央区大手前2丁目1-7

大阪赤十字会館 301号室

# 議 題

## 【審 議 案 件】

第1号議案 大阪府土地利用基本計画の変更について

## 【報 告 案 件】

大阪府土地利用基本計画の変更について（森林地域の縮小）

平成22年度 第3回大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考	
1	学識経験の者 あ る	井川 勝巳	大阪府農業会議会長	欠	会議録署名委員	
2		古川 光和	大阪府森林組合名誉会長	出		
3		河内 幸枝	大阪商工会議所女性会参与	出		
4		前迫 ゆり	大阪産業大学教授	出		
5		多々納 裕一	京都大学教授	出		
6		井野瀬 久美恵	甲南大学教授	欠		
7		上野谷 加代子	同志社大学教授	欠		
8		綿貫 伸一郎	大阪府立大学教授	出		
9		小林 潔司	京都大学教授	欠		会長
10		岡田 文夫	社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	欠		
11		新田 保次	大阪大学教授	欠		
12		音田 昌子	ジャーナリスト	出		会長代理
13		山田 保夫	社団法人大阪労働者福祉協議会会長	出		
14	府議会議員	西 惠司	大阪府議会議員(維新)	出	会議録署名委員	
15		西田 薫	大阪府議会議員(維新)	出		
16		梅本 憲史	大阪府議会議員(自民)	出		
17		大島 章	大阪府議会議員(自民)	出		
18		半田 實	大阪府議会議員(民主)	出		
19		徳丸 義也	大阪府議会議員(民主)	出		
20		野田 昌洋	大阪府議会議員(公明)	欠		
21		くち原 亮	大阪府議会議員(共産)	出		
22	市町村長を代表する者	倉田 薫	大阪府市長会会長	欠		
23	市町村長を代表する者	中 和 博	大阪府町村長会会長	欠		
24	大阪市長	平松 邦夫	大阪市長	欠		

※ 委員24名中14名出席

平成22年度 第3回大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	井上 章	※	臨時幹事:都市整備部技監 村上 毅
2	総合計画課長	梶山 善弘	出	
3	総合計画課参事(土地利用計画担当)	松本 広司	出	
4	市街地整備課長	武井 道郎	※	臨時幹事:市街地整備課参事 浦田 隆司
5	住宅まちづくり部理事	小川 哲治	出	
6	居住企画課長	山下 久佳	欠	
7	建築指導室審査指導課長	浅田 行則	※	臨時幹事:審査指導課総括主査 平井 秀樹
8	企画室課長(事業調整担当)	春名 克俊	※	臨時幹事:企画室課長補佐 日野出 俊夫
9	みどり・都市環境室みどり推進課長	勝又 章	出	
10	農政室整備課長	南部 和人	※	臨時幹事:農政室整備課参事 小林 勝

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

## 目 次

1 開会.....	1
2 署名委員の指名.....	3
3 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」説明.....	3
4 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」質疑.....	6
5 報告案件「大阪府土地利用基本計画の 変更について(森林地域の縮小)」説明.....	10
6 報告案件「大阪府土地利用基本計画の 変更について(森林地域の縮小)」質疑.....	13



## 1 開会

午前10時30分開会

【司会】 大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成22年度第3回大阪府国土利用計画審議会を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めます、総合計画課の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、皆様にご報告がございます。本審議会におきましては、従来、小林会長が議長として議事進行をしていただいておりますが、今回につきましては、やむを得ない事情の発生により、小林会長のご出席が困難な状況となりました。

そのため、本日、審議会条例第4条第3項によりまして、会長指名による会長代理職を立て、審議に当たることとさせていただきます。

会長代理には、小林会長より、音田委員が指名されておりますので、委員の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご協力の程宜しくお願いいたします。

では次に、資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元の配布資料の一覧をご覧いただきたいと思います。資料は6点でございます。

1点目、配布資料一覧及び委員配席表、両面刷りでございます。

2点目、大阪府国土利用計画審議会条例及び規則。

3点目、議題及び委員・幹事名簿、両面刷りでございます。

4点目、資料1、平成22年度第3回大阪府国土利用計画審議会議案書でございます。

5点目、資料2、大阪府土地利用基本計画の変更について、説明資料。

6点目、参考資料といたしまして、五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針、大阪府土地利用基本計画書より抜粋でございます。

以上でございます。なお、議案説明時のパワーポイントの表示画面を議案ごとにとまとめた補助資料もお手元に配布させていただいております。

また、本日の審議で使用する資料ではございませんが、昨年10月に決定い

たしました「大阪府国土利用計画（第四次）」について、冊子が出来上がりましたので、各委員の皆様にお配りさせていただいております。それでは、漏れている資料はございませんでしょうか。

次に、本日は、委員数24名の方々のうち、14名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議会の開会にあたりまして、都市整備部技監の村上からご挨拶を申し上げます。

**【都市整備部技監】（村上毅君）** 都市整備部技監の村上でございます。「平成22年度第3回大阪府国土利用計画審議会」の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、日頃より大阪府の都市整備行政の推進にご指導・ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

本日お諮りいたします議案は、大阪府土地利用基本計画の変更について、阪南市、岬町におけます自然公園地域の変更に関するものでございます。また本日は、議案審議の後、森林地域の縮小に伴う大阪府土地利用基本計画の変更について、5件ご報告いたします。これは、前回の審議会において、報告案件として取扱いが決定いたしました森林地域の変更でございまして、土地利用基本計画の変更に係る初めての事案となります。大阪府におきましては、今後とも、適正な土地利用が図られるよう努めていきたいと考えております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【司会】** それでは、音田会長代理に議事進行をお願いしたいと思います。音田会長代理、よろしくお願い申し上げます。

## 2 署名委員の指名

【会長代理】（音田昌子君） 会長代理を務めます音田でございます。本日は、小林会長に代わりまして、私が議事の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、当審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

初めに、議事に先立ちまして、本日の会議録の署名委員を決めさせていただきたいと思っております。会議録の署名委員は審議会規則第5条第2項の規定によりまして、会長及び会長が指名する委員となっておりますので、まことに僭越ではございますが、私のほうから次のお二人の方をお願いしたいと思っております。

まず、学識経験者の委員からは多々納委員、また府議会議員の委員からは半田委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 3 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」説明

【会長代理】（音田昌子君） それでは、ただ今から議事に入ります。第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更」について、本審議会に意見を求める旨の諮問がございました。議案の内容について、幹事に説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

【幹事】（松本広司君） 総合計画課参事の松本でございます。よろしくお願いいたします。それでは、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更」について、先ほどご確認いたしました資料の内容に沿いまして、前の画面を使いながらご説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、「大阪府土地利用基本計画」の概要についてご説明いたします。土地利用基本計画は、国土利用計画を基本とし、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域を定め、それぞれの地域の個別規制法である、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法によります、土地利用に

関する諸計画の内容を複合的に把握しつつ、法的な整合を図るものとして定めるものでございます。

これら5地域の指定の考え方につきましては、昨年11月に開催しました第2回国土利用計画審議会で詳しく説明しておりますので、本日は、今回の案件に関わる都市地域と森林地域、自然公園地域について簡単にご説明いたします。

まず、「都市地域」とは、一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある地域であり、具体的には、都市計画法第5条による都市計画区域として指定されることが相当な地域としております。

次に、「森林地域」とは、森林として利用すべき土地があり、林業の振興、または森林の有する災害防止、水源涵養等といった諸機能の維持・増進を図る必要がある地域でございます。具体的には、森林法第2条に規定する国有林の区域、または同法第5条の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域としております。

次に、「自然公園地域」とは、優れた自然の風景地であり、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域でございます。具体的には、自然公園法第2条の国定公園、府立自然公園として指定されることが相当な地域としております。現在、大阪府立北摂自然公園、明治の森箕面国定公園及び金剛生駒紀泉国定公園の3箇所が指定されております。

現在のそれぞれの指定状況は、都市地域がおおむね18万9,600ヘクタールであるほか、それぞれ画面のとおりとなっております。

また、府域のほぼ全域を占める都市地域には、農業地域・森林地域など他の地域が重なって指定されております。そのため、本基本計画では、5地域が重複する場合の土地利用の調整に関する方針を併せて示しております。その具体的内容は、参考資料「五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針」に記載しておりますので、ご参照下さい。

今回の案件に係るものにつきましては、土地利用基本計画書19ページの最初に記載しております、「(3)の①都市地域のうち市街化調整区域と、自然公園地域のうち土地の形状変更等に一定の許可が必要な特別地域とが重複する場合、自然公園としての保護及び利用を優先する」、また、20ページ

に記載しております、「(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する場合、自然公園としての機能の維持に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図る」としております。本審議会におきましては、これら5地域の重複に対する調整方針との整合性や、今後の土地利用の方向性などにつきまして、ご審議いただきたいと考えております。

それでは、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更」の内容をご説明いたします。本日ご審議いただきます案件は、議案書3ページ、説明資料2ページの自然公園地域の拡大にかかる計画図の変更、府立阪南・岬自然公園の4地区でございます。なお、これら4地区につきましては、府立自然公園の新規指定を行うために、今年5月に開催される予定の環境審議会での審議に先立ちまして、土地利用基本計画における自然公園地域の拡大を行うものです。

それでは、議案書4ページ、説明資料4ページ、整理番号1をご覧ください。阪南市山中溪地区につきましては、面積約154ヘクタール、登山コースが整備された尾根付近に広がるアカマツ林や、第一パノラマ台からの大阪湾や周辺の山並みの眺望などの特徴を有しております。

紀泉アルプス東地区につきましては、面積約318ヘクタール、野生動物として、絶滅危惧種であるクマタカやハヤブサ、また準絶滅危惧種であるオオタカやミサゴなどの生態系ピラミッドの最上位にある猛禽類や、環境省レッドリストにある希少な野生動物が生息しており、府下に生息する鳥類のうち40%以上の種が確認され、また植物では、ホウライカズラやクスドイゲなど府下では稀な暖地性植物が生息し、紀泉高原の森林景観やこれらと一体となった鳥取池の水景等の特徴を有しています。

次に、議案書5ページ、説明資料5ページ、整理番号2の岬町紀泉アルプス西地区につきましては、面積約401ヘクタール、紀泉アルプス東地区と同様、野生動物としては、絶滅危惧種であるクマタカやハヤブサなど環境省レッドリストにある希少な野生動物が生息しており、また植物では、リュウキュウマメガキやノグルミなど府下では稀な暖地性植物や、やや高地でみられるアカガシ、ウリハダカエデなど多様な植物が生息する飯盛山山頂周辺の森林景観、飯盛山、大福山からの大阪湾や周辺の山並みの眺望、また札立山

から望む紀ノ川の眺望などの特徴を有しております。

高森山地区につきましては、約74ヘクタール、高森山山頂および四国山を結ぶ登山コースから望む紀淡海峡や友ヶ島、四国の雄大な眺望等の特徴を有しています。これら4地区の優れた自然景観の保護と、山火事防止などのマナー啓発や、歩道整備や休憩施設等の登山道整備による適正な利用の促進を図るとともに、大阪府の背景となる森林地域の一体的な保全・整備の推進を図るため、府立自然公園として指定する方針であり、新たに自然公園地域を、4地区合計約947ヘクタール拡大するものでございます。

これら地区を指定することは、昨年10月に策定し、大阪府国土利用計画（第四次）で位置付けました将来像「みどり豊かで美しい大阪」の実現に向けた基本方針に合致するものです。

なお変更案件につきましては、説明資料11ページのとおり、関係市町とも調整済みでございます。これらの変更によりまして、説明資料1ページの総括表のとおり、自然公園地域は1万9,092ヘクタールから947ヘクタール増加し、2万39ヘクタールとなります。

議案の説明は以上でございます。

#### 4 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」質疑

【会長代理】（音田昌子君） ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

どうぞ。

【くち原委員】 今回、議案として提案されている阪南市・岬町の自然公園地域の拡大については、私どもも賛成ですけれども、今後、自然公園地域として保護・利用していくにあたって、地元関係者の方々から私どものもとに質問や要望が寄せられておりますので、その声をご紹介させていただきます。本審議会でも、こうして寄せられた質問・意見に、本日はお答えいただける範囲でお答えいただければと思います。お答えいただけない部分については、審議会が終わってからでもかまいませんので、関係機関等にも確認いただいて回答い

ただければ、また、今後の取組に反映していただければありがたいと思います。本審議会での議論になじまないような部分も含まれていますけれども、寄せられている意見や質問を紹介させていただきたいと思います。

まず第1に、こうした自然公園地域に指定された以降の計画の策定と実行にあたっては、NPO・ボランティアなどの地域住民の参画が予定されており、地域住民や自然環境に詳しい方の意見をよく聞く姿勢は大いに評価するものだが、本来行政の責任で行うべきものを地域住民に押しつけるようなことはないのか。地域住民の主体的な参画や協力を否定する立場ではないが、結果的に押しつけることにならないよう要望する。

第2に、現在の道の整備や道標・ベンチの設置など、安全性・快適性を高めることは関係団体や来訪者からも要望があり歓迎するものだが、指定案の概要にはトイレ設置の計画が見受けられない。トイレの設置は不可欠であり、今後10年間の計画では検討されているようだが、設置個所や個数などについてどうなっているのか。なお、トイレを設置する場合、バイオマスなどを利用した自然に優しく管理しやすいもの、高齢者にも使いやすいものを適切な場所に設置するなど、よく検討するよう求める必要がある。

第3に、計画の進行と併せて、後々の維持管理についても計画を持っているのか。経年劣化を放置することのないように後々まで継続した維持管理が責任を持って行われるよう、計画を立てて遂行されるよう求める。

第4に、計画進行の予定を広く地域住民にも明らかにし、理解と協力を得られるようにする必要があるが、その考えはあるか。あるならば、いつごろどのようにして計画を公開するのか。考えがなければ計画を明らかにするよう求める声があるから、明らかにされたい。

第5に、第二阪和国道の延伸工事が進められており、自然公園指定地域からは距離があるが、指定地域における動植物の生態系に影響はないのか。今後影響が出るようなら、速やかに適切な対応をされるよう求めるという意見・質問が寄せられておりますので、今日お答えいただけるものがあればお答えをいただいで、それ以外の部分についてはのちほどでも結構ですので、お答えいただければと思います。以上です。

【会長代理】（音田昌子君） ありがとうございます。ただいま、くち原

委員から5点ほど質問並びに要望等のご意見がございましたが、幹事のほうで  
お答えできる点につきましてよろしく願いいたします。

【幹事】(松本広司君) いただきましたご要望は、かなり多く、現時点で  
詳細な資料を持っておりませんが、当然ながら地域の状況を踏まえまして、地  
域の方々との協議も十分に行った上で、行政が主体的になって計画していく必  
要性があると考えております。その点につきましては、今後、十分に検討して  
いきたいと思っております。

【会長代理】(音田昌子君) くち原委員、今の説明でよろしいですか。そ  
れでは、ほかに何かご意見、ご質問等ございますか。

徳丸委員。

【徳丸委員】 2つほどございます。まず、今回4つの地域で、自然地域が  
拡大するということですが、直接的な要因というか、どういう経過でこのよう  
な地域の拡大の指定に至ったのかという契機と要因について説明いただきたい。  
それともう1つ、後々環境審議会も含めて、最終的にこういう指定というのが、  
この地域における自然の保護と人との近接性というか、何をどのようなメルク  
マールにして、ここに一定の自然的・社会的な、価値という表現が適切では  
ないかと思いますが、どのような価値を生み出そうとされているのか、分かり  
やすいものを示してほしいと思います。

【会長代理】(音田昌子君) ありがとうございます。ただいまの徳丸委員  
のご質問に対して、幹事のほうからよろしく願いいたします。

【幹事】(松本広司君) まず、ご質問の1点目にごございました契機につ  
きましては、大阪府環境基本条例に基づき、「大阪21世紀の環境総合計画」が  
平成14年3月に策定されております。その中で、豊かな自然との共生や文化  
が実感できる魅力ある地域の実現のために、泉南地域におきまして、府立自然  
公園の指定を行っていくことが位置づけられております。その後、その内容に  
基づき、平成18年から19年にかけて、当該地域の調査を行うとともに、  
地域の方とも協議を進めてきて現在に至っている状況でございます。

2点目に、何をメルクマールに、という言葉が使われておられましたが、先  
ほどご説明させていただきましたように、こちらの地域が持っております植  
物・動物等の希少な生息状況であったり、今回ご紹介させていただきましたよ

うに、風景地として眺望が優れていることであつたり、自然公園として指定するに値する状況があるということをもって、この地域を指定しようとしているということです。自然公園地域は、北摂及び金剛・生駒といった地域で指定していますけれども、泉南地域につきましては空白地域になっている状況もございます。これらのことを総合的に勘案して、この地域を自然公園地域として指定するように進めているという状況でございます。

【会長代理】（音田昌子君） 徳丸委員、ただいまの回答でよろしいですか。

【徳丸委員】 後半の部分ですが、さっき指摘したように、人との近接性についてはどういうメルクマールを持っているのか。くち原先生の質問にもあつたけれど、人々をどう自然と環境に結びつけるのか。そこを言わないと、自然公園の説明は、教科書に出てくる話であつて、その時にどのような人的投資・物的投資が必要なのか、この地域に新たな可能性と広がりを持つと想定して良いのか、個別案件についてはできる限りそこを苦勞して表現したほうが良いと思います。

【会長代理】（音田昌子君） お願いします。

【幹事】（松本広司君） 説明が不十分で申し訳ございません。人との関わりでございますと、この地域につきましては自然歩道が現在ありますけれども、ハイキングコースとしてそこを利用させていただいています。現在の整備状況では、歩きにくいところや、案内板がなくて利用しづらいところがあつたりいたします。また休憩施設につきましても、十分な状況かといいますと、その利用状況にもよりますけれども、整備も必要になってくるという状況でございますので、今回の自然公園地域を指定することにより、自然歩道の不十分な部分を再度整備していくことで、ある一定の利用増進が図れると考えております。

【会長代理】（音田昌子君） どうぞ、前迫委員。

【前迫委員】 私の方は自然分野からのコメントになりますが、近年希に見る喜ばしい報告と言いますか、自然公園地域の拡大について非常に歓迎に思っています。次の環境審議会でご検討いただくことになるかと思いますが、阪南の方は、ご説明いただいたように、大型猛禽類の繁殖地であり、またアカマツ林ということですが、アカマツの枯死など、自然が相手ですのでどんどん状況は変わることが考えられます。そういう中で、猛禽類の繁殖地として、自然公

園を指定することになるかと思うんですけども、指定した後、自然の推移の中で、どのように猛禽類の繁殖地としてフォローするかという点をお願いしたいと思います。

一方、2番の飯森山ですと、これはご説明にあったように、アカガシとかリュウキュウマメガキといった、照葉樹林要素で、もともとの大阪府の自然に近い形を残しており、ここも自然公園として指定していただくにふさわしいエリアかなと思います。ただ問題点としては、竹がこのあたりにどんどん入り込んでいますので、自然公園地域にすることイコール全く保護するというのではなく、竹などが拡大していくところは、人の管理、つまり竹を伐採していくというような、照葉樹林として維持する仕組みが必要だと思うので、次の審議会でそのあたりを十分ご検討いただいて、自然公園地域が、名前だけではなく、人が緩やかに管理する中で、その恵みを受けるような形になるようよろしくお願いしたいと思います。

**【会長代理】（音田昌子君）** ありがとうございます。ただ今のはご意見・ご要望として受けとめさせていただいてよろしいですね。分かりました。ほかに何かご質問・ご意見はございますか。

では、特にご意見・ご質問がないようでございますので、表決に入りたいと思います。本議案を原案どおり答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【会長代理】（音田昌子君）** ご異議がないようですので、原案どおり答申することといたします。本日ご審議いただきました議案につきましては、直ちに必要な手続きを進めていただきます。

## 5 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について(森林地域の縮小)」説明

**【会長代理】（音田昌子君）** それでは、森林地域の変更についてでございますが、これは前回の当審議会で審議の取り扱いについてご審議いただき、報告案件とすることに決定いたしました。本日は、森林地域の変更について報告がございます。報告の内容について、幹事のほうから説明させていただきます。

【幹事】（松本広司君） それでは、「森林地域の変更」について、ご報告させていただきます。

音田会長代理からお話のありましたとおり、これまで森林地域の変更については、国土審では、林地開発の完了後、常に後追いで承認することとなっておりましたことから、前回の第2回国土利用計画審議会におきまして、森林地域の変更については、森林審議会等におきまして、森林法の基準を満たした開発と認められ妥当と判断されたものであり、今後、本審議会では報告案件として取り扱うことと決定されたところでございます。

それでは、森林地域の変更5件について、ご報告いたします。まず、森林法に基づく林地開発許可により、森林地域が縮小する1件についてご報告いたします。議案書12ページ、説明資料9ページ、整理番号6をご覧ください。

富田林市錦織地区におきましては、平成19年8月に林地開発の許可を受けて、平成21年11月に現地工事完了後、同月に完了を確認しております。この地区は、良好な居住環境の形成を目的とした住宅地の造成に伴い、森林地域を2ヘクタール縮小するものです。

林地開発許可にあたっては、森林法に基づき、次の4つの基準で審査を行っています。

- ・土砂流出などの災害を防ぐ機能
- ・水害を防ぐ機能
- ・水量・水質の確保の機能
- ・環境保全の機能

の4つで、これらの基準を満たしている場合は許可しなければならない、とされており、本件につきましては、具体的には、災害を防ぐ機能として、法面の安定が確保された造成計画であること。種子吹付や排水施設の設置による法面保護。また、水害を防ぐ機能として、調整池、沈砂池、水路の設置。水量・水質を確保する機能として、工事中の仮設調整池、沈砂池の設置。基準を上回る森林率の確保及び残置森林の配置。環境を保全する機能として、基準を上回る森林率の確保及び残置森林の配置などが講じられております。そういう意味で、林地開発基準を満たす計画となっているため、森林審議会

において妥当と判断され、許可されています。また施工後、完了確認が行われ、森林審議会から森林地域の減少について妥当との答申がなされています。

次に、協議調整により、森林地域の変更を行う4地区について報告いたします。国や地方公共団体が行う事業については、林地開発許可制度の趣旨に即して適切に実施するため、森林法における林地開発許可と違い、事業主体が協議調整を行うこととされており、今回、森林区域の変更を行う4地区は、国、大阪府及び箕面市が実施する公共事業で、林地開発基準を満たす防災や環境を保全する機能確保の措置が講じられる計画となっていることを確認した上で、森林法を所管する知事が同意し、森林審議会でも妥当と判断されたものです。

では、議案書9ページ、説明資料6ページ、整理番号3をご覧ください。箕面市小野原西地区におきましては、良好な住宅環境の形成促進を目的とした土地区画整理事業の実施に伴い、森林地域を9ヘクタール縮小するものです。

議案書10ページ、説明資料7ページ、整理番号4をご覧ください。茨木市桑原地区ほかにおきましては、安威川ダム建設に伴う代替地の宅地造成及び道路の付替えにより、森林地域を7ヘクタール縮小するものです。

議案書11ページ、説明資料8ページ、整理番号5をご覧ください。寝屋川市寝屋地区におきましては、国道1号等の慢性的な交通渋滞の緩和や、沿道地域の活性化等を目的とした第二京阪道路の新設に伴い、森林地域を3ヘクタール縮小するものです。

議案書12ページ、説明資料10ページ、整理番号7をご覧ください。河内長野市鳩原地区におきましては、農業集落を連絡する基幹的な農道の新設に伴い、森林地域を2ヘクタール縮小するものです。

これらの変更によりまして、説明資料1ページの総括表にありますように、森林地域は、5万6,277ヘクタールから23ヘクタール減少し、5万6,254ヘクタールとなり、先ほどの自然公園地域の変更と併せまして、画面のとおりとなります。

説明は以上でございます。

## 6 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について(森林地域の縮小)」質疑

【会長代理】（音田昌子君） ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

くち原委員。

【くち原委員】 報告案件の1つとして、茨木市における森林地域の縮小が報告されたわけですが、今回の変更は、安威川ダムの建設に伴って住まいを移転しなければならなくなった方々の宅地造成、及び道路の付け替えによるものであり、私どもとしてもやむを得ないものと判断しています。

しかし今後、安威川ダムの本体工事にかかわって、巨額の費用を要するものであり、環境にも大きな影響を及ぼすものですので、その点では思いとどまるべきだと考えています。安威川ダムの建設をめぐっては、利水面では撤退することとなりましたし、治水面でも堤防補強や堤防の改善などでの対応こそ急ぐべきだと考えています。そういった点では、今後のダム建設によるこうした地域の見直しについては、専門家の先生方からもダム建設は必要ないといった意見も寄せられておりますので、今後、ダム建設ありきではなく、くれぐれも慎重な対応をしていただきたい、ダム建設は思いとどまるようにぜひお願いをしたいという意見を申し上げておきたいと思えます。

【会長代理】（音田昌子君） わかりました。ほかにご意見・ご質問等ございませんか。ご意見がないようでしたら、本日報告しました事案につきましては、先ほどご審議いただいた議案と同様に、直ちに必要な手続きを進めていただきたいと思えます。

## 7 閉会

【会長代理】（音田昌子君） それでは、これをもちまして、平成22年度第3回大阪府国土利用計画審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様、議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

午前11時10分閉会